

枚方市条例第 14 号

市立枚方宿鍵屋資料館条例の一部を改正する条例

市立枚方宿鍵屋資料館条例（平成13年枚方市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次のいずれかに該当する者は、この限りでない。

- (1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者
- (5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者
- (6) 第2号から前号までのいずれかに該当する者が資料館に入館するに当たり必要な介助を行う者

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区 分	単 位	金 額
通 常 利 用 料 金	1 人 1 回	200円（100円）
	1 人 1 年 間	2,000円（1,000円）
特 別 企 画 展 示 利 用 料 金	1 人 1 回	1,000円（500円）

備考

- 1 特別企画展示利用料金は、通常利用料金に追加する利用料金とする。
- 2 （ ）内の額は、学校の生徒若しくは学生又はこれらに準ずる者が資料館に入館する場合の額とする。

附 則 [令和元年6月25日公布]

この条例は、令和2年4月1日から施行する。